

教育委員会臨時会次第

令和5年7月5日(水)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長あいさつ

4 付議案件

議案第49号 小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

議案第50号 函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

議案第51号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第52号 令和6～9年度使用の小学校教科用図書の採択について

5 報 告

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 0才からのジャズコンサート ～Kuni Mikami from New York～

イ 街中だがしや楽校2023静岡 in 三嶋大社・ゑびす参道

ウ 第55回東海地区公立小中学校事務研究大会静岡大会

兼令和5年度静岡県教育研究会事務研究部研究大会

兼第70回静岡県公立小中学校事務研究大会

エ 第11回親守詩静岡県大会

オ 第41回選抜少年野球田方大会

(2) 次回委員会開催予定

令和5年7月26日(水) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

議案第49号

小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年函南町教育委員会告示第13号）第6条の規定により令和6年度の小規模特認校の募集定員数を定めるため、教育委員会の承認を求める。

令和5年7月5日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱に基づく児童の募集定員数を定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

小規模特認校（町立丹那小学校）の募集定員数について

函南町教育委員会 学校教育課

1 根拠要綱

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年函南町教育委員会告示第13号）
（以下「要綱」という。）

2 要綱第2条に規定する小規模特認校指定校

- (1) 学校名 町立丹那小学校
- (2) 所在地 函南町丹那 443 番地
- (3) 校長名 土屋貴俊

3 要綱第6条に規定する募集定員数（案）

(1) 募集定員数の設定条件等

ア 原則第1学年を除く当該学年とその前後の学年のそれぞれの合計人数が16人以下となった場合は複式学級相当となるため、その人数をクリアできる募集定員数を設定する。（複式学級相当の一例 4年+5年又は5年+6年の合計≤16人）

イ 学年毎の募集定員数又は学校全体での募集定員数を設定する。

ウ 丹那留守家庭児童保育所の入所定員数に対応可能な募集定員数を設定する。

エ 小規模特認校実施した場合の丹那小学校全体の児童数（推定）

（単位：人）

項目	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和5年5月1日現在 丹那小学校児童数	11	8	9	6	10	12	56
令和6年4月1日想定 丹那小学校区の児童数	6※	11	8	9	6	10	50
要綱に基づく募集人数 募集定員数の基礎数値	4	0	2	1	4	0	11
令和6年4月1日現在 丹那小学校全体の児童 数（推定）	10	11	10	10	10	10	61

各学年10人程度が望ましい。

※令和5年5月現在丹那小学校区の年長児の人数

(2) 丹那小学校と教育委員会事務局との調整結果による募集定員数（案）

令和5年6月5日の第2回丹那小学校小規模特認校打ち合わせ会において、教育長含む教育委員会事務局及び丹那小学校校長と協議・検討を実施した。

上記(1)と学校運営において円滑に運営できる受入れ可能児童数であるかを総合的に勘案し、以下のとおり教育委員会へ協議する募集定員数の案とした。

募集定員数（案） 学年にかかわらず10人程度

※募集状況により柔軟に対応できるよう「程度」とする。

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱（令和4年6月22日教委告示第13号）

最終改正:

改正内容:令和4年6月22日教委告示第13号 [令和4年8月1日]

○函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

令和4年6月22日教委告示第13号

函南町立小学校小規模特認校制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、函南町立小学校の児童及び中学校の生徒の通学する学校を指定する規則（平成26年函南町教育委員会規則第2号（以下「規則」という。）第2条第2項の規定により指定された学校にかかわらず、地域と連携した特色のある教育活動を実施する町内の小規模な小学校（以下「小規模特認校」という。）への就学を、就学予定者及び児童（以下「就学予定者等」という。）並びにその保護者が希望する場合に、一定の条件を付して許可する制度（以下「特認校制」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

（小規模特認校の指定）

第2条 前条の特認校制を適用する小学校は、函南町立丹那小学校を指定する。

（運用）

第3条 特認校制の実施については、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に基づく就学指定校の変更制度の中で運用するものとし、保護者からの申請に基づき、前条に指定する小規模特認校に就学指定校を変更することを許可するものとする。

（就学の条件）

第4条 前条の規定に基づく申請をしようとする就学予定者等及びその保護者は、次の各号の条件を就学期間中も含め、全て満たさなくてはならない。

- （1）就学予定者等及びその保護者が町内に在住していること、又は就学までに町内への転入が見込まれること。
- （2）通学する小規模特認校の教育活動及びPTA活動等へ賛同し協力すること。
- （3）通学における安全確保は、保護者責任の下に行い、その費用についても保護者が負担すること。

（就学時期及び就学期間）

第5条 小規模特認校に就学する時期は、原則として毎年4月1日とする。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、児童又は保護者の事情により小規模特認校への就学が困難と認めるときは、小規模特認校の校長と協議のうえ、その児童を規則第2条第2項の規定により指定する小学校に就学させることができる。

（定員等）

第6条 小規模特認校へ就学できる各学年の就学予定者等の募集定員数は、当該小規模特認校に在籍する児童の数を勘案し、教育委員会と小規模特認校の校長が協議して定めるものとする。

（就学の申請等）

第7条 小規模特認校に就学を希望する就学予定者等の保護者（以下「申請者」という。）は、小規模特認校就学申請書（様式第1号）を教育委員会が定める期日までに小規模特認校の校長を通じて教育委員会に提出しなければならない。

2 小規模特認校の校長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る就学予定者等及び申請者と面接を行った後、小規模特認校の就学に係る意見書（様式第2号）を作成し、前項の申請書と併せて教育委員会に提出するものとする。

（許可等）

第8条 教育委員会は、申請書の内容を審査するとともに、小規模特認校の就学に係る意見書の内容を考慮し、適当であると認めるときは、就学を許可する。ただし、適当であると認めた就学予定者等が募集定員数を超えたときは、抽選によるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定により就学を許可したときは、申請者に小規模特認校就学許可通知書(様式第3号)を交付するものとする。
- 3 教育委員会は、次に掲げる事項に該当するときは、申請者に小規模特認校就学不許可通知書(様式第4号)を交付するものとする。
 - (1) 第4条に規定する就学の条件を満たさないとき。
 - (2) 第1項の面接により学校長が小規模特認校の就学に適していないと判断したとき。
 - (3) 第1項ただし書きの規定による抽選に外れたとき。

(許可の取消し)

第9条 教育委員会は、前条の規定による許可をした後において、申請内容が事実と異なることが判明したとき又は第4条に規定する就学の条件を満たさなくなったことが判明したときは、当該就学の許可を取り消すことができる。

2 教育委員会は、前項の許可を取り消すときは、小規模特認校就学許可取消通知書(様式第5号)により、就学の許可を得た申請者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知があった児童は、規則第2条第2項の規定により指定する学校に就学するものとする。
(中学就学)

第10条 小規模特認校に就学した児童が卒業後に就学する函南町立中学校は、規則第2条第2項の規定により指定された中学校とする。ただし、当該児童及びその児童の保護者が特に希望する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定による場合は、保護者は就学指定校変更の手続を行わなければならない。
(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

議案第50号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱(令和4年函南町教育委員会告示第5号)の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和5年7月5日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

函南町教委告示第 号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱（令和4年函南町教委告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

函南町教育長 久保田 浩子

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。 (支給対象者) 第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、函南町立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者とする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については、学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）に対する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。 (支給対象者) 第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、函南町立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者等とする。

改正前	改正後
(支給の範囲及び支給額) 第5条 就学奨励費の支給対象となる範囲及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食に要する経費で、保護者が負担することとなる額の2分の1の額 (2)～(8) (略) 2 (略)	(支給の範囲及び支給額) 第5条 就学奨励費の支給対象となる範囲及び金額は、次に掲げるとおりとする。 (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食に要する経費で、保護者等が負担することとなる額の2分の1の額 (2)～(8) (略) 2 (略)
(支給の基準) 第6条 就学奨励費の支給の基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童生徒の保護者を除き、次の各号に掲げる支弁区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒の保護者及び函南町就学援助支給要綱（平成31年函南町教育委員会告示第3号）第2条の規定により認定を受けている児童生徒の保護者にあつては前条第3号及び第4号の交通費を支給するものとする。この場合において、支給額は前項の例に	(支給の基準) 第6条 就学奨励費の支給の基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童生徒の保護者等を除き、次の各号に掲げる支弁区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒の保護者等及び函南町就学援助支給要綱（平成31年函南町教育委員会告示第3号）第2条の規定により認定を受けている児童生徒の保護者等にあつては前条第3号及び第4号の交通費を支給するものとする。この場合において、支給額は前項の

改正前	改正後
よる。 (就学奨励費の支給) 第7条 就学奨励費は、保護者の委任状により請求・受領の委任を受けた児童生徒が在籍する学校長の請求により、学校長を経由して保護者に支給するものとする。 (支給の取り消し) 第9条 教育委員会は、支給を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。 (1) 保護者が就学奨励費の受給を辞退したとき (2) 第2条に掲げる支給対象者の要件を欠くこととなったとき (3) その他教育委員会が認定を取り消すことが適当と認めたとき	例による。 (就学奨励費の支給) 第7条 就学奨励費は、保護者等の委任状により請求・受領の委任を受けた児童生徒が在籍する学校長の請求により、学校長を経由して保護者等に支給するものとする。 (支給の取り消し) 第9条 教育委員会は、支給を受けた保護者等が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。 (1) 保護者等が就学奨励費の受給を辞退したとき。 (2) 第2条に掲げる支給対象者の要件を欠くこととなったとき。 (3) その他教育委員会が認定を取り消すことが適当と認めたとき。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

函南町教育委員会告示第5号

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱を次のように定める。

令和4年3月22日

函南町教育長 久保田 浩子

函南町特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対する特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、函南町立小学校又は中学校の特別支援学級に在籍する児童若しくは生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者とする。

(申請)

第3条 就学奨励費を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、教育委員会が別に定める日までに、特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（別記様式）に必要な書類を添えて、学校長を経由して教育委員会に申請するものとする。

(認定)

第4条 教育委員会は、前条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、就学奨励費を受ける者として認定するとともに、第6条に定める支弁区分を決定するものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により支弁区分を決定したときは、申請者及び当該児童生徒の在籍する学校長に対して通知するものとする。

(支給の範囲及び支給額)

第5条 就学奨励費の支給対象となる範囲及び金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に定める学校給食に要する経費で、保護者が負担することとなる額の2分の1の額
- (2) 通学費 児童生徒に係る最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費の全額
- (3) 職場実習交通費 中学校の教育課程に従い学校長の管理のもとに学校外の事業所等において、生徒が現場実習に参加する場合の交通費の全額

- (4) 交流及び共同学習交通費 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小中学校の特別支援学級の児童生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な交通費の全額
- (5) 修学旅行費 児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要とする交通費、宿泊費、見学料及び参加者全員が均一に負担することとなるその他の経費の2分の1の額
- (6) 校外活動費
- ア 宿泊を伴わないもの 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学料の2分の1の額
- イ 宿泊を伴うもの 児童生徒が学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学料の2分の1の額
- (7) 学用品・通学用品購入費 児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入費の2分の1の額とする。この場合において、次に掲げる費目は、学用品・通学用品の購入費の加算分として支給するものとする。
- ア 体育実技用具費 中学校の体育の授業の実施に必要な体育実技用具（柔道にあつては柔道着、剣道にあつては防具一式（面、胴、甲手、垂れ）、剣道衣、竹刀及び防具袋（以下「防具一式等」という。））で、当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされているもののうち、柔道着又は防具一式等のいずれか一つの用具購入費
- イ 拡大教材費 弱視の児童生徒が授業において使用する拡大教材の購入費
- ウ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費 小中学校に入学する児童生徒が通常必要とする学用品・通学用品の購入額
- (8) オンライン学習通信費 ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む。）の2分の1の額
- 2 支給額は、予算の範囲内において、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）に基づき定められる限度額に準じるものとする。

（支給の基準）

第6条 就学奨励費の支給の基準は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所又は入院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療育の給付を受けている児童生徒の保護者を除き、次の各号に掲げる支弁区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 世帯の収入額が必要額の1.5倍未満の場合(以下「支弁区分Ⅰ段階」という。)
前条第1項各号に掲げる就学奨励費の費目
 - (2) 世帯の収入額が必要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合(以下「支弁区分Ⅱ段階」という。)
前条第1項第1号から第7号に掲げる就学奨励費の費目
 - (3) 世帯の収入額が必要額の2.5倍以上の場合(以下「支弁区分Ⅲ段階」という。)
前条第1項第2号から第4号までに掲げる費目のうち2分の1以内の額
- 2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する教育扶助を受けている児童生徒の保護者及び函南町就学援助支給要綱(平成31年函南町教育委員会告示第3号)第2条の規定により認定を受けている児童生徒の保護者にあつては前条第3号及び第4号の交通費を支給するものとする。この場合において、支給額は前項の例による。
- (就学奨励費の支給)
- 第7条 就学奨励費は、保護者の委任状により請求・受領の委任を受けた児童生徒が在籍する学校長の請求により、学校長を経由して保護者に支給するものとする。
- (辞退の届出)
- 第8条 就学奨励費の支給を必要としなくなったときは、学校長を経由して辞退届を教育委員会に届け出なければならない。
- (支給の取り消し)
- 第9条 教育委員会は、支給を受けた保護者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消すものとする。
- (1) 保護者が就学奨励費の受給を辞退したとき
 - (2) 第2条に掲げる支給対象者の要件を欠くこととなったとき
 - (3) その他教育委員会が認定を取り消すことが適当と認めたとき
- (就学奨励費の返還)
- 第10条 教育委員会は、偽りその他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたと認めたときは、就学奨励費の全部又は一部を返還させるものとする。
- (委任)
- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書

(整理番号) No.

保護者等（申請者）氏名		住所		児童・生徒氏名		学校名・学年（特別支援学級名）等		※都道府県の地区別区分 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ) 地域の級地区分 1-1、1-2、2-1 2-2、3-1、3-2		学 校 長 認 印		
世帯の収入状況 ☆給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者 については、総所得金額から10万円を控除する		世 帯 の 状 況 （ 前 年 12 月 末 日 現 在 ）				需 要 額 等						
		保 護 者 等 氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄	個人別総所得額 (給与所得又は公的年金所得の有 無)	教 育 扶 助 基 準		生 活 扶 助 基 準				
						通 学 費	※ 学 校 給 食 費	※ 基 準 額	第 1	※ 期 末 一 時 扶 助 費	第 2	※ 類
所得 控 除 前 の	総 所 得 金 額 ☆	円 ※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有	/	/	/		円		f (基準額)
	退 職 所 得 金 額	円 ※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有	/	/	/				円 g (地区別冬季加算額)
	山 林 所 得 金 額	円 ※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有	/	/	/				円
	計	A 円 ※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有	/	/	/				円 ※ h 住宅扶助基準
所 得 控 除	社 会 保 険 料	円 ※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有	/	/	/				円
	生 命 保 険 料	円 ※	年 月 日 (才)		円 ※ □給与所得有 □公的年金有	/	/	/				円 ※ i 需 要 額 (a～hの合計)
	地 震 保 険 料	円 ※	子 等 の 氏 名	生 年 月 日 (満 年 齢)	続 柄	在 学 学 校 名 ・ 学 年 (特別支援学級の在籍)	/	/	/	/	/	円
	ひとり親又は 寡婦控除の額 ※保護者等のみ	円 ※		年 月 日 (才)			円	円	円			
	計	B 円 ※	年 月 日 (才)									
所 得 額 (A - B)		C 円 ※	年 月 日 (才)									収 入 額 ※ 需 要 額
所 得 月 額 (C × 1/12)		D 円 ※	年 月 日 (才)									$\frac{F}{i}$
障 害 者 加 算 控 除 (保護基準により算定)		E 円 ※	年 月 日 (才)									
収 入 額 (D - E)		F 円 ※	合 計			a	※ b	※ c	※ d	※ e	※	
通 学 費 明 細	(特別支援学校・学級への通学費を要した者ごとに記入すること)					特 記 事 項					支弁区分 □Ⅰ段階 □Ⅱ段階 □Ⅲ段階	
						□ 要保護者 (□ 被保護 ・ □ 要保護)						

議案第51号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

令和5年度の要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和5年7月5日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 52 号

令和 6 ～ 9 年度使用の小学校教科用図書の採択について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第13条第5項の規定により、令和6年度から函南町立小学校において使用する教科用図書を別紙のとおり採択したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 5 年 7 月 5 日 提出

函南町教育長 久保田浩子

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和5年7月臨時教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	0才からのジャズコンサート ～Kuni Mikami from New York～	オフィスヨコタ 代表者 横田 明子	令和5年10月2日(月) みしまプラザホテル	有料		
2	街中だがしや楽校2023静岡 in三嶋大社・ゑびす参道	街中だがしや楽校運営協議会 会長 草間 路代	令和5年8月27日(日) 三嶋大社・ゑびす参道周辺	無料	有	有
3	第55回東海地区公立小中学校事務研究大会静岡大会 兼令和5年度静岡県教育研究会事務研究部研究大会 兼第70回静岡県公立小中学校事務研究大会	東海地区公立小中学校事務研究会 会長 高橋 豊	令和6年2月9日(金) 三島市立北小学校(ライブ配信会場)	無料		
4	第11回親守詩静岡県大会	親守詩静岡県大会実行委員会 実行委員長 杉山 裕之	令和6年3月10日(日) 日本平ホテル	無料	有	有
5	第41回選抜少年野球田方大会	静岡県野球連盟田方支部 支部長 石井 吉一	令和5年8月20日(日)、26日(土)、27日(日) 予備日9月2日(土) 函南運動公園ほか伊豆の国市及び伊豆市の各会場	無料	有	有
6	以下余白					
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

2003年6月8日

函南町教育長 様

住 所 東京都世田谷区代田 2-9-2

申請者

氏 名 横田明子

印

(連絡先)

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	0才からのジャズコンサート～Kuni Mikami from New York～		
期 日	2023年10月2日(月)		
会 場	みしまプラザホテル		
主催者	団体名	オフィスヨコタ	
	代表者	横田明子	
	所在地	東京都世田谷区代田 2-9-2	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	みしまプラザホテル
		後 援	三島市教育委員会(確定)、裾野市教育委員会(予定)、清水町教育委員会(予定)、長泉町教育委員会(予定)



裏面があります。

事業の対象と目的	乳幼児連れも高齢者も気軽に参加できる料金、時間帯、小さな会場でジャズコンサートを開催し、質の高い演奏を生音で、目の前で体感してもらいます。上質な生演奏を世代を超えて一緒に楽しみ、家族が体験と感動を共有することで、生活の中に文化や芸術が根付くことを目的としています。 赤ちゃんから高齢者まで全ての人が対象です。		
事業内容	赤ちゃんを連れて入場できて子どもから大人まで楽しめる、昼間の本格ジャズコンサート。ニューヨークの名門楽団で活躍するベテランピアニスト・クニ三上が、ジャズの名曲の他、クラシックや童謡、アニメソング等、よく知られた曲もジャズにアレンジし、トリオで演奏します。前方はシート席、後方に椅子席を配置し、おむつ替えや授乳コーナーも設けて乳幼児連れにも優しい会場を設営、目の前で本物の生演奏を鑑賞できるようにします。大人も楽しめる内容なので、0才の赤ちゃんはもちろん、祖父母世代も一緒に家族で楽しめますし、大人だけの参加も可能とします。 出演：クニ三上(ピアノ)、池田聡(ベース)、田村陽介(ドラム) 曲目：明るい表通りで、ジャンボリミッキー 他		
申請理由	コロナに対する対策や気持ちが緩和してきた昨今、近隣地域の皆様に大人も子どもも生演奏に触れ、小さな子どもたちはのびのびと身体を動かして音楽を体感してもらう会を開催したいと考えています。後援を得てチラシ、ポスターに表記、町内公共施設や保育施設に配置、ポスター掲示等を行い広く市民に告知したいと思います。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	大人 1700 円 子ども 300 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

「0才からのジャズコンサート」事業計画書

1. 内容

赤ちゃんを連れて入場できて子どもから大人まで楽しめる、昼間の本格ジャズコンサート。ニューヨークの名門楽団で活躍するベテランピアニスト・クニ三上が、ジャズの名曲の他、クラシックや童謡、アニメソング等、よく知られた曲もジャズにアレンジし、トリオで演奏します。前方はシート席、後方に椅子席を配置し、おむつ替えや授乳コーナーも設けて乳幼児連れにも優しい会場を設営、目の前で本物の生演奏を鑑賞できるようにします。大人も楽しめる内容なので、0才の赤ちゃんはもちろん、祖母世代も一緒に家族で楽しめます。全国各地で開催し、絶賛されているコンサートです。

【事業名】「0才からのジャズコンサート」～Kuni Mikami from New York～

【日 時】2023年10月2日（月）午前の部 10:30／午後の部 15:00（2回公演）

【出 演】クニ 三上・トリオ クニ三上（ピアノ）、池田聡（ベース）、田村陽介（ドラムス）

【演奏曲】明るい表通りで、ゲゲゲの鬼太郎、モーツァルトピアノソナタ K545 他（予定）

【会 場】みしまプラザホテル

【入場料】大人¥1700（中学生以上） 子ども¥300（0才～小学生）当日は各¥300 増

【主 催】オフィスヨコタ

【共 催】みしまプラザホテル

2. 主旨、解説

乳幼児連れも高齢者も気軽に参加できる料金、時間帯、小さな会場でジャズコンサートを開催し、質の高い演奏を、生音で、目の前で体感してもらうことがこのコンサートの主旨です。上質な生演奏を世代を超えて一緒に楽しみ、家族が体験と感動を共有することで、生活の中に文化芸術が根付くことを目的としています。

近年は子どもや赤ちゃん連れで入場できるコンサートが増えてきましたが、そのほとんどは「子どもの為の」「子ども向け」のコンサートです。「0才からのジャズコンサート」は、ニューヨークのベテランピアニストによる大人が楽しめる本格ジャズコンサートに、乳幼児を含む誰もが入場できることに特徴があります。

質の高い演奏を目の前で体験することは、子どもの豊かな感性と創造性を育む貴重な機会となりますが、加えてママさんたちからも「育児に疲れている中、自分にとっても癒しの時間となった」という感想が寄せられています。また大人だけで来場した高齢者からは「若いお母さんと小さな子どもたちが楽しそうにしている姿を見て幸せな気持ちになった」という感想が多数寄せられ、このコンサートが三世代それぞれに意義があり、三世代、四世代が一緒に楽しめるものとなっていることがわかります。

過去の開催では生まれて初めてコンサートに来場した人も多くいて、生の芸術に触れる機会を生涯持たない人もいる日本社会の実態を感じています。「0才から」と謳い、安価な料金と身近な場所での開催により参加しやすく設定しながら、優れた内容を届けることは、文化芸術の振興や次世代の担い手育成、新たな観客発掘に寄与していると考えています。

3.主催団体と出演者について

1. オフィスヨコタ

【住所・Tel】 〒155-0033 東京都世田谷区代田 2-9-2 Tel 03-3414-8251

【代表者】 横田明子

【活動主旨・内容】

2006 年設立の文化団体。「本物のジャズ演奏を小さな町まで届ける」「上質なジャズの生演奏を小さな空間で体験してもらう」を趣旨とし、コンサートに出かける機会がなかった人にも来場しやすく、小さな子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるジャズコンサートを日本全国で展開。ニューヨークで活躍するジャズピアニスト、クニ三上の日本でのコンサートツアーを企画・製作・主催し、これまでに沖縄を除く全都道府県でジャズコンサートを開催した。2010 年から行っている事業「0 才からのジャズコンサート」は、各地の市区町村教育委員会等の共催や後援を得て開催している。

2. クニ三上・プロフィール

1954 年東京生まれ、19 才でニューヨークに渡る。名門ビッグバンド、ライオネル・ハンプトン楽団で最後の専属ピアニストを務めた他、イリノイ・ジャケー楽団、キャブ・キャロウェイ楽団、デューク・エリントン楽団等、数々の名門楽団で演奏。2015 年に活動を開始したニュー・ライオネル・ハンプトン楽団でもピアニストを務めている。

自己のグループやソロでは国際交流基金の助成を受け、アフリカ、ヨーロッパ、アジア、中南米、オセアニア各地で招聘公演を行う。ニューヨークのジャズクラブでは、スウィート・ページル、ブルーノート、バードランド、スモールス等に出演。

毎年 2 回、日本でも自己のトリオで全国ツアーを行っている。著書に「ニューヨークスタイル・ジャズピアノ教本」、エッセイ「おもしろジャズ語彙」他がある。妻、息子とニューヨーク在住。

主催者連絡先

Office Yokota

横田明子

〒155-0033 世田谷区代田 2-9-2

Tel 03-3414-8251 / Fax 03-3419-3936 / 携帯 090-4436-2262

Email kunimikami@officeyokota.net

<https://www.kunimikami.com>

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	金 額	摘 要
入場料	200,000	@1700×100 人, @300×100 人
自己負担	367,000	
収入合計	567,000	

2 支出の部

(単位：円)

区 分	積 算 金 額	摘 要
宿泊費	28,000	@7,000×4 人
運搬費	50,000	@25,000×2 日
ポスター、チラシ作成	60,000	デザイン 30,000、 印刷 30,000
音楽著作権	16,000	@8,000×2 回公演
チケット販売手数料	20,000	売上の 10%
DM 発送料	168,000	@84×2000 通
渡航費負担金	25,000	250,000 を 10ヶ所で分担
謝礼	200,000	出演者 3 人@100,000×1 人、50,000×2 人
支出合計	567,000	

ベビーカー
置き場おむつ替え
コーナー授乳
コーナー

子育て支援企画

赤ちゃんから
大人まで楽しめる

オガラの ジャズコンサート

KUNI MIKAMI FROM NEW YORK

ニューヨークで活躍するピアニストによる
家族みんなで楽しめる本格ジャズ!

2019年11月24日(日)

午前の部 [開場] 10:30 [開演] 11:00 [終演] 12:00

午後の部 [開場] 13:30 [開演] 14:00 [終演] 15:00

会場 みしまプラザホテル7階『マリアソール』

※ロビーにてお飲物をご用意しています(無料)

チケット おとな(高校生以上) / 1,500円

こども(0歳~中学生) / 無料

出演 クニ三上(ピアノ)、池田 聡(ベース)、岡部朋幸(ドラムス)

曲目 夢をかなえてドラえもん 他

主催 みしまプラザホテル

後援 三島市、三島市教育委員会

チケットのお問い合わせ・お申し込み みしまプラザホテルフロント: ☎055-972-2121

ゼロ
サイ
O オ
からの

ジャズ コンサート

大人だけでも
大歓迎!

ベビーカー
置き場

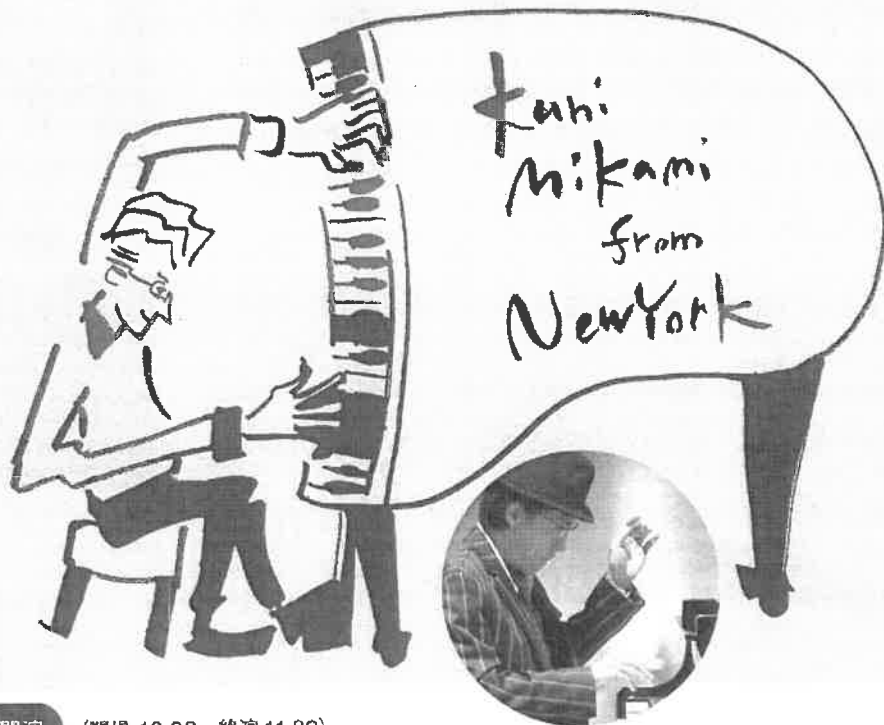
おむつ替え
コーナー

授乳コーナー

New York で活躍するピアニストによる

赤ちゃんから大人まで楽しめる本格ジャズ

7=三上
JAZZ
セミ
+11



Kuni Mikami

渡米 49 年、New York を拠点に活躍
数々の名門ビッグバンドで演奏する Jazz ピアニスト
ライオネル・ハンブトン楽団、デューク・エリントン楽団
キャブ・キャロウェイ楽団、イリノイ・ジャケー楽団・・・
「最高のピアニストの一人。彼のピアノにはソウルがある」
(by ライオネル・ハンブトン)

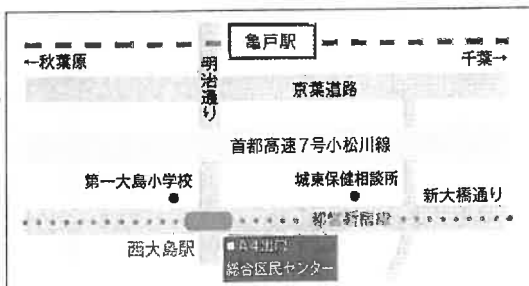
2023
6月10日
(土)

10:30 開演 (開場 10:00、終演 11:30)

13:30 開演 (開場 13:00、終演 14:30)

15:30 開演 (開場 15:00、終演 16:30)

江東区総合区民センター 2 階レクホール



〒136-0072
東京都江東区大島 4-5-1
【アクセス】
都営新宿線「西大島駅」
A4 出口より徒歩 1 分
JR 総武線「亀戸駅」北口
より徒歩 15 分

出演 **クニ 三上** **越野 振人** **田村 陽介**
くに みかみ こしの ぶると たむら ようすけ

曲目 **明るい表通りで ジャンボリミッキー**
モーツァルト・ピアノソナタ K545 他

大人 1,700 円 こども 300 円
(中学生以上) (0才〜小学生)

ティアラ友の会 1,600 円 当日は各 300 円増
※ 全自由席 シート席あり 椅子席あり

主催・お問合せ オフィスヨコタ Tel 090-4436-2262

共催 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団 江東区総合区民センター

★ 3/10(金) 10:00〜 予約受付開始!

プレイガイド ご予約は 江東区総合区民センター Tel 03-3637-2261
(受付時間 9:00 ~ 21:00 ※第2・4月曜休館)

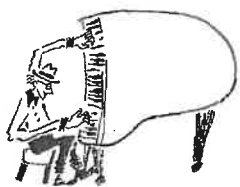
ほか区内下記施設にて受付 ☆ホームページからのご予約はこちら→

- ◆ 第2・4月曜日休館 ... ◆ 江東区文化センター Tel 03-3644-8111 ◆ 亀戸文化センター Tel 03-5626-2121
- ◆ 豊洲文化センター Tel 03-3536-5061 ◆ 深川江戸資料館 Tel 03-3630-8625 (17:00 まで)
- 第1・3月曜日休館 ... ● ティアラこうとう Tel 03-5624-3333 ● 東大島文化センター Tel 03-3681-6331 ● 砂町文化センター Tel 03-3640-1751
- 森下文化センター Tel 03-5600-8666 ● 古石場文化センター Tel 03-5620-0224

◎ チケットぴあでもお買い求めいただけます チケットぴあ Pコード: 235-580 ※チケットぴあでの購入には各種手数料がかかります。

未就学児お断りのコンサート「午後ジャズ」を同会場で 6/11(日) に開催します。





クニミカミ セアノハコ



0才からのジャズコンサート



「0才からのジャズコンサート」は「子どものためのコンサート」ではなく、赤ちゃんから大人まで「誰もが入場できる本格ジャズコンサート」です。

大人だけのご来場も大歓迎ですが、会場に小さな子どもたちが大勢いることをご承知の上で来場ください。お子様連れの方は、本格ジャズを楽しみに来場した大人もいることをご理解の上、最低限のマナーには気を使いながら楽しんでください。

演奏はジャズの名曲に加え、アニメ曲やクラシック等もジャズで演奏しますが、子どもの為の曲ばかりではないことをご承知ください。また、体験プログラムではありませんので、楽器には触れないようにお願いしています。

子どもたちには、目の前で演奏される本格ジャズ体験を、子連れでコンサートに行かれないお母さんたちには癒しの時間を、祖父母世代には、小さな子どもたちと同じ空気を吸いながら本格ジャズを楽しむひと時を提供したい。そして三世代、四世代が一緒に楽しめるコンサートになれば……そんな思いでこのコンサートを開催します。



過去のアンケートより

- ♥ 育児で疲れていたのが、とても良いリフレッシュになりました。とてもあたたかなコンサートでした。
- ♡ 2才の娘がありえない位、楽しそうでした。
- ♥ 子どもはノリノリ、私はゆっくり音楽を聴けてとても幸せな時間でした。
- ♡ 独身時代オシャレしてカクテルを飲みながら聴いたジャズも良かったですが、子供と一緒に聴けた三上さんの本格ジャズはもっとHappyな気持ちにさせてくれるコンサートでした。
- ♥ とても穏やかな気持ちになれ、帰宅後、優しいママで子どもに会える気がします。
- ♡ 数回の高いようなジャズを身近に子ども連れで楽しめる企画として大変良い機会でした。
- ♥ 騒いでいた子どもたちが音が鳴り始めると静かになって聞き入っていたのにびっくりしました。大人だけでなく、子どもにとってもジャズが心地よい音楽なんだということがわかりました。
- ♡ 開始10秒で引き込まれ、涙が出てきました。本当にすごい演奏！曲目も皆が知っている曲ばかりで、子どもが楽しめるようにと工夫されていて本当に楽しかったです。
- ♥ 子連れでこんなに贅沢な音楽の時間を堪能出来てありがたかったです。まさに芸術の秋を満喫できました。
- ♡ 心が安らいだり楽しくなったり。子育てで豊かな気持ちで出来るようになります。
- ♥ とても素晴らしかった。生のジャズを娘と聴けてうれしかったです。演奏もさることながらトークも上手でとても楽しかったです。



【クニミカミ Kuni Mikami】

1954年東京生まれ。19才でニューヨークに渡る。ライオネル・ハンプトン楽団、イリノイ・ジャズ楽団、キャブ・キャロウェイ楽団、デューク・エリントン楽団等の名門楽団で演奏し全米及びヨーロッパ各地を公演。自己のバンドやソロではアフリカ、ヨーロッパ、アジア、中南米、オセアニア各地で国際交流基金の助成による招聘公演を行う。ニューヨークのジャズクラブでは、スウィート・ベージル、ヴィレッジ・ゲート、ブルー・ノート、バードランド、スモールズ等に出演。日本でも毎年2回、自己のトリオで全国ツアーを行っている。著書に「ニューヨークスタイル・ジャズピアノ教本」、エッセイ「おもしろジャズ語彙」他がある。妻、息子とニューヨーク在住。

Kuni Mikami



0才からのジャズコンサート 2023年5月～6月 公演予定

5月	21日(日)	福岡市・博多市民センター
	27日(土)	山口県下松市・スターピアくだまつ
	28日(日)	鳥取県米子市・米子市淀江文化センター
	31日(水)	岡山市・西川アイプラザ
6月	3日(土)	和歌山市・和歌山城ホール
	4日(日)	兵庫県加古川市・加古川総合文化センター
	10日(土)	東京都江東区・総合区民センター

【総合お問合せ】Office Yokota

Tei 090-4436-2262

令和5年 5月 吉日

函南町教育委員会 委員長 久保田浩子様

街中だがしや楽校運営協議会
会 長 草間 路代

「街中だがしや楽校 2023 静岡 in 三嶋大社・ゑびす参道」の後援依頼について

青葉若葉の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年は、新型コロナの感染症法上の位置づけが、5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行することが正式に決まりました。少しずつコロナ禍以前の環境に戻ってゆくことを願い、子どもたちに多様な体験の場として「第14回街中だがしや楽校 2023 静岡 in 三嶋大社・ゑびす参道」を下記の日程で開催することといたしました。

本年も「だがしや楽校」の趣旨にご賛同頂き、ご後援いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

- | | |
|----------|--|
| 1、開催の目的 | 子どもたちが商い体験等を通して地域住民同士の繋がりを深めながら子どもたちの自立心や職業・社会参加意識を育み、地域・社会の多様な主体と協働し地域の活性化を目的とする。 |
| 2、名 称 | 街中だがしや楽校 2023 静岡 in 三嶋大社・ゑびす参道 |
| 3、開 催 日 | 令和5年8月27日（日）10：00～15：00 |
| 4、会場（予定） | 三嶋大社・ゑびす参道周辺 |
| 5、入 場 料 | 無料 |
| 6、主 催 | 街中だがしや楽校運営協議会 |
| 7、共 催 | NPO 法人地域活性スクランブルフォーラム、三島年金協会、三島市子ども会連合会 |
| 8、協 力 | 三島市、三嶋大社、三嶋大社前商店会、LtGStartupStudio
大通り商店会（中央町商店会・本町小中島商栄会・本町大中島商店会）
ぬまづ街中だがしや楽校実行委員会 |





第14回
街中だがしや楽校2023静岡
in三嶋大社・ゑびす参道

企画書

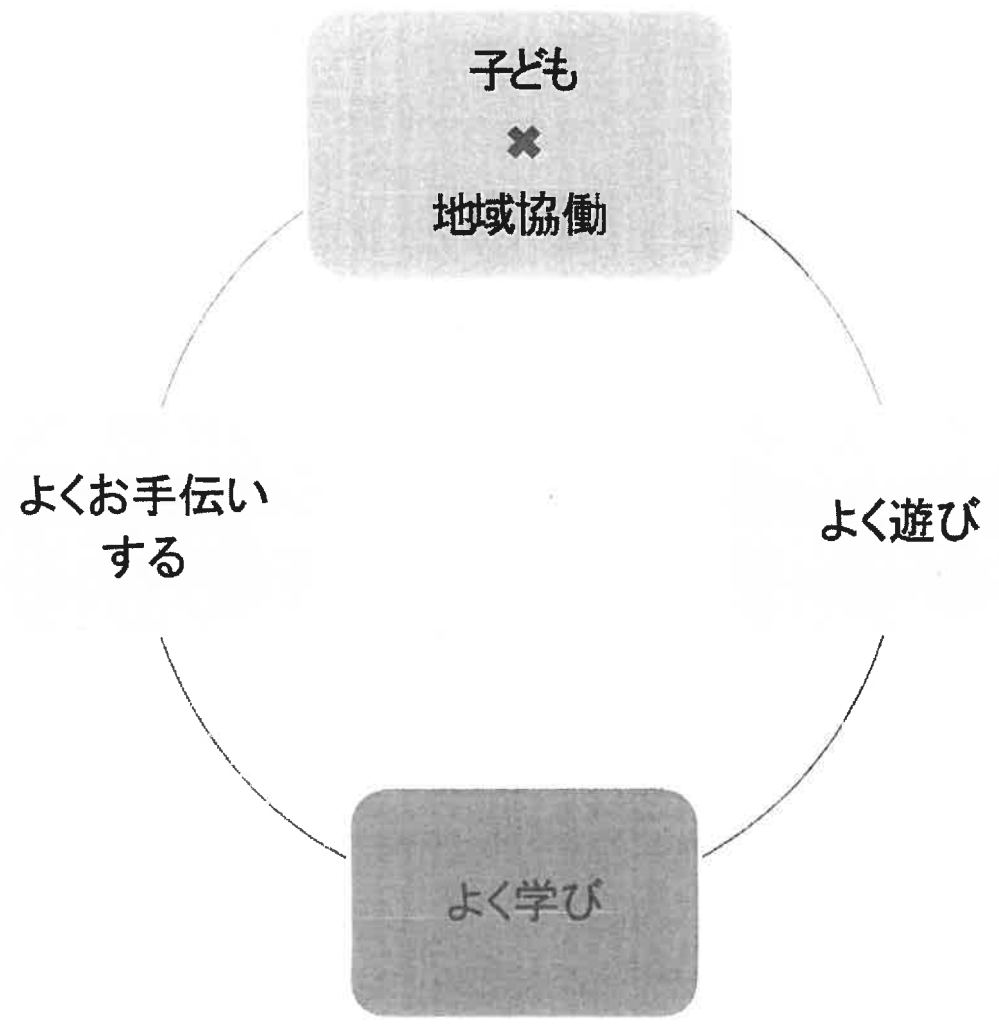
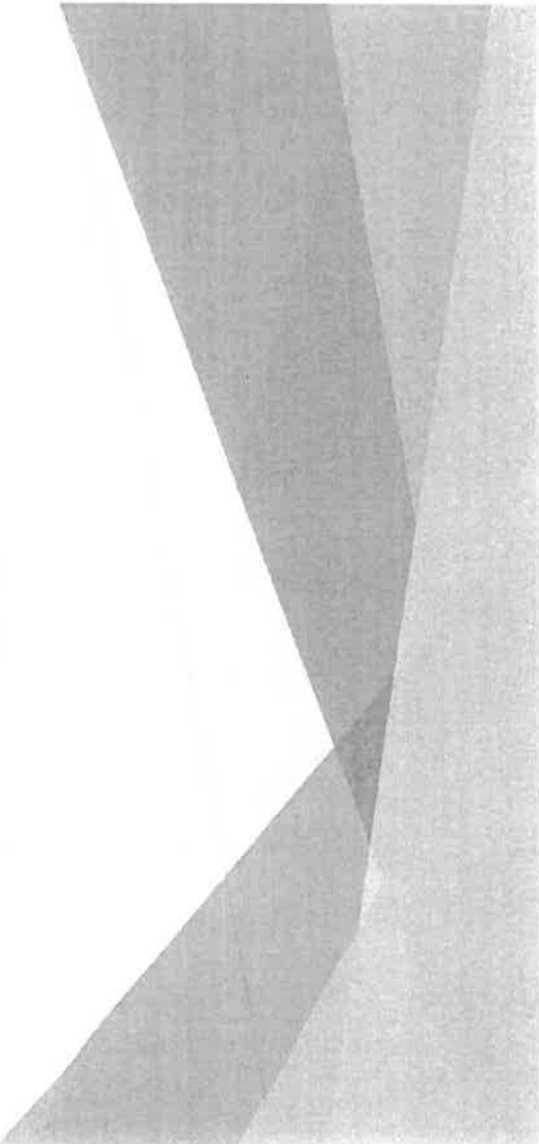
主催：街中だがしや楽校運営協議会

概要

- ▶ 日程:令和5年8月27日(日)
- ▶ 開催予定時間:午前10時から午後3時
- ▶ 開催予定場所:三嶋大社・氤びす参道周辺・LtGStartupStudio
- ▶ 対象:小学生
- ▶ 集客:三島市内の小学校・公共施設等にチラシを配布
広報みしま・Facebook等のSNS
- ▶ 主催:街中だがしや楽校運営協議会
- ▶ 共催 NPO法人地域活性スクランブルフォーラム
三島年金協会
三島市子ども会連合会

子どもたちが商い体験等を通して地域住民同士の繋がりを
深めながら子どもたちの自立心や職業・社会参加意識を
育むことを目的とする。

地域・社会の多様な主体と協働し地域の活性化を目的とする。



コンセプト

だ が し や 楽 校 と は ？

「だがしや楽校」は、1998年3月21日、山形市みなみ公園にて開催。
山形の学校の先生だった松田道雄さんが、放課後の子どもたちの生態を研究
している中で発案した地域の活動で、主に子どもたちが放課後や土・日曜日に
地域で自分のお店を出す活動として始まりました。

それが全国に広まり、青少年の健全育成に向けた地域活動や、子どもたちに
屋外活動へ参加させる活動として全国に広がり続けています。

がしや楽校とは

三島での取り組み



三島市では、2008年8月に第
1回目を開催。

商い体験等を通して職業・
社会参加を意識させる活動

として展開しており、子どもたちは様々
な活動に参加し、その報酬として
「あびす券」をもらいます。

そして、「あびす券」でしか買えない
駄菓子屋を設置し、その「あびす券」
とお菓子を交換します。

自分で働いて「あびす券」を稼ぎ、
自分の好きなものを買うという行為
には大切な教育的要素がたくさん含
まれていると考えています。

三島で「だがしや楽校」 遊びや“仕事”に子ども夢中

2022.8.22

三島支局 金野真仁

子どもたちが遊び、学び、お手伝いするイベント「街中だがしや楽校」（同運営協議会主催、静岡新聞社・静岡放送後援）が21日、三島市の三嶋大社で3年ぶりに開かれた。多彩な体験ブースが用意されたほか、周辺の商店では子どもらが自作の動画で来店を呼びかけるなどさまざまな“お仕事”にも取り組んだ。



多彩なワークショップが行われただがしや楽校・三島市の三嶋大社

大社境内に並ぶブースでワークショップに参加すると、駄菓子と交換できるスタンプがもらえるイベント。子どもらはモーターを回転させて発生する電気で電車の模型を動かしたり、牛乳パックと瓶のふたでタンバリンを作ったりと、大人に教えてもらいながら夢中になって挑戦した。商店では感染対策のため大声でお客様の呼び込みができない代わりに、事前に作ったPR動画で店の魅力を伝えた。

未来のまちづくりを考える「高校生サミット」や三島北高等学校部の演奏なども行われた。ミニミニ水力発電コンテストの表彰式もあり、大勢の来場者でにぎわった。

～大切にしていること～

- ❑ 「楽校」という言葉には、学校とは異なるスタイルで学ぶ「もう一つの自由な学びの場」という意味と、遊びから学ぶという「楽しい学びの場」という意味が含まれています。
- ❑ だがしや楽校の手法は、各地で様々ですが、私たちは以下のことを重視して実施しています。

1. 子どもたちの表現の場
2. 子どもたちのお仕事体験
3. 子どもと大人の繋がりづくり
4. 地域のネットワークづくり

(写真は2022.8.22静岡新聞より)

内容



- ・ワークショップ
 - ・出店
 - ・チビッコあきんど体験
 - ・ステージ
 - ・キッズハローワーク
 - ・スタンプラリー
 - ・高校生サミット
 - ・だがしやマーケット
- 等

コロナ禍明けにおける 「だがしや楽校」開催の必要性

この3年間、コロナ禍によって予測不可能な社会を真に自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力とは何かという切実な問いが私たちに投げかけられているのではないのでしょうか？

この状況下で自立的に生き、自分たちの暮らしや地域を守り未来を切り拓く社会を創る資質・能力こそがこれからの時代を生きる子どもたちに必要であると考えます。

また、デジタル化やオンライン化が加速する中、五感で感じられる体験や経験を取り込むことでAI時代を生き抜く豊かな感性や創造力が必要になっていきます。子どもたちは、地域の未来を創っていく大切な宝であります。

「だがしや楽校」での体験や地域の人たちとの繋がりや経験を通し、人のため、社会のため、利他的な行動や社会貢献ができる人を育てることを微力ながらおこなっていきたいと思っております。

コロナ禍明けだからこそ人と人、コミュニティや社会の絆を結び直す機会となり、子どもたちのために力を発揮できる子どもファーストの地域になることを地域・社会の多様な主体と協働して「だがしや楽校」を開催することにより地域活性化にもつながると考えております。

子どもの主体性を引き出せるようにする。

ますなか

街中 2023 静岡 since 2008

だ が し や 楽 校

第14回

in 三嶋大社・ゑびす参道

がつこう

8月27日日

時間 10:00 (開会式 9:45) ~ 15:00

場所 三嶋大社境内及び
ゑびす参道周辺 (歩行者天国)

会場には駐車場がありませんので公共の交通機関をご利用いただくか、
近隣の有料駐車場をご利用ください。

主催: 街中だ が し や 楽 校 運 営 協 議 会

共催: NPO法人 地域活性スクランブルフォーラム

三島年金協会、三島市子ども会連合会

協力: 三島市、三嶋大社、大社前商店会、LtG Startup Studio

大通り商店会 (中央町商店会・本町小中島商栄会・本町大島商店会)

めまづ街中だ が し や 楽 校 実 行 委 員 会

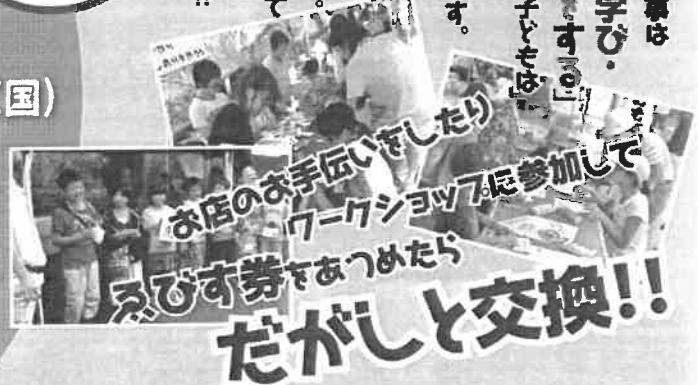
後援: 三島市、沼津市、清水町、長泉町、三島市教育委員会、
沼津市教育委員会、清水町教育委員会、長泉町教育委員会、
三島商工会議所、沼津商工会議所、函南町商工会、清水町商工会、
長泉町商工会、(公社)三島青年会議所、(一社)三島市観光協会、
NPO法人沼津観光協会、NPO法人グラウンドワーク三島、
FMボイス・キュー、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞 (順不同)

このゑびす券は当日お使い頂けます。このチラシをお持ちください。

参加無料

一部
事前申込制

子どもたちの大事な仕事は
「よく遊び・よく学び・
よくお手伝いをする」
その3つの仕事をした子どもは
「だ が し」と交換できる
「ゑびす券」がもらえます。
だ が し や 楽 校 で
子どもたちは働く意欲
を手にいれる喜びを
楽しく経験しましょう。
おともも童心にかえって
子どもとふれあう
ほのぼの楽な1日だよ!!



みんなの挑戦まってるよ!



東レアローズ
バレーボール的あてゲーム
協力: 写真提供: 東レアローズ

選手といっしょに
5つのめを
ねらおう!!

自転車の交通ルールを楽しく学ぼう!

「シミュレーターを使用して
オリンピックの自転車最高速にチャレンジ!!」
「うんこ交通安全ドリル(自転車編)」学習!



元オリンピック選手
飯島 誠さんが
やってくる!

協力: プリデストンサイクリングチーム

全国大会優秀賞多数
三島北高箏曲部による
(三嶋大社芸能殿)

お箏の演奏

体験演奏もできるよ!

《1回目》10:30
《2回目》13:00
各回/演奏30分・体験60分

このイベントは、賛同企業の協賛金等により運営されています。

6月30日現在 (順不同)

三島信用金庫/静岡銀行/三島ミロク/三嶋田建設/三嶋山食品/三嶋八木機械
三嶋アドバンスシステムソフト/社会保険労務士法人 岡田労務/三嶋機械工業/いづの里クリニック
アイズ税理士法人/三嶋雄大/三嶋アイ・クリエイティブ/三嶋豆給食センター/三嶋Dream&Network
三嶋角会計事務所/三嶋和楽/三嶋みしまプラザホテル/ハートフルダイニング おんふるんす/三嶋若松商事
三嶋ダイナ/伊豆長岡ホテル天坊/三嶋丸井住宅/三嶋ミラジTV(ハイフロアスタジオ)
三嶋伸東測量設計/三嶋サンアイ電工/三嶋崎敬子デザイン事務所/本格中華 香香飯店
三嶋日清プラザ・イトーヨーカドー三島店/三嶋三島ワイズメンズクラブ/三嶋セーフティ
三嶋集客デザイン研究所/三嶋井沢不動産/(一社)三嶋佐藤/三嶋ひびき法律事務所/三嶋加和太建設
三嶋佐藤葬具店/三嶋ゼロ/三嶋大川食品工業/三嶋アイティエス/三嶋水高博税理士事務所
三嶋信用金庫/三嶋秋山建設/三嶋古瀬組/三嶋住起産業/三嶋平電機/三嶋飯島自動車/三嶋Qilot



だがしや楽校 あそび方

あびす券をあつめよう!

- **ワークショップに参加してあびす券をもらおう!**
●会場にある、いろんなワークショップに参加しよう!
- **お仕事をしてあびす券をもらおう!**
●キッズハローワーク(お仕事紹介所)でお仕事をさがそう!
●出店ゾーン等でお仕事の体験をしよう!

あびす券をだがしと交換しよう!

- **あつめた「あびす券」はだがしやマーケットで好きなだがしと交換しよう!**

●待ったり、時間通りに進行しないこともあったり、順番を守らなければならなかったり、いろいろな不都合もありますが、それらも含めて社会勉強や体験の学びだと考えます。保護者のみなさまには、温かく見守っていただけますようお願いいたします。

だがし交換所 だがしやマーケット

いろいろな音楽が楽しめるよ
ミニコンサート
・開会式・表彰式・閉会式

休憩スペース
メインステージ

クルマに
気をつけてね!

大通り

山本食品店舗内

キッズハローワークでお仕事を
さがしてお手伝いをすると
「あびす券」がもらえるよ!

出店ゾーン

おいしいものやおもしろいものを
売ってるお店がたくさん並ぶよ!

チビッコあきんど体験
CM撮影制作

三島市役所大社町別館
(三島市総合防災センター)

三島市役所

あびす参道 歩行者天国

休憩スペース
カープス駐車場

カープス

キッズ
ハローワーク
お仕事紹介所

たくさんお手伝いをして
あびす券をあつめて
だがしをもらっちゃおう!

会場案内図

ワークショップ
&遊びゾーン

出店ゾーン

・お店の手伝い
・チビッコあきんど体験

お箏の演奏
と体験

芸能殿
ステージ

救護所

宝物館



売店

一般
参加者
専用
駐車場

ワークショップに参加



ワークショップ& 遊びゾーン

ここでいろんな体験をすると
あびす券がもらえるよ!



参加者は近隣の有料駐車場をご利用ください。
新型コロナウイルスの感染対策について政府の方針のもと、自主的な感染対策に取り組んでください。

この度のイベント開催にあたりましては、近隣地域住民のみなさま、三島警察署に多大なご協力をいただきましたことに御礼を申し上げます。

(第1号様式)

令和5年6月5日

函南町教育長 様

住 所 袋井市川井 701

申請者

(袋井中学校)

氏 名 東海地区公立小中学校事務研究会

会長 高 橋 豊

(連絡先) 0538-42-4155



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第55回東海地区公立小中学校事務研究大会静岡大会 兼 令和5年度静岡県教育研究会事務研究部研究大会 兼 第70回静岡県公立小中学校事務研究大会		
期 日	令和6年2月9日(金)		
会 場	三島市立北小学校(ライブ配信会場)		
主催者	団体名	東海地区公立小中学校事務研究会	
	代表者	会長 高 橋 豊	
	所在地	袋井市川井 701	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	○有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	静岡県教育研究会・静岡県公立小中学校事務職員会
		後 援	文部科学省・静岡県教育委員会・岐阜県教育委員会・三重県教育委員会・愛知県教育委員会・静岡県都市教育長協議会・静岡県町教育長会・静岡県校長会・静岡県PTA連絡協議会・全国公立小中学校事務職員研究会・三島市教育委員会・伊豆市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・函南町教育委員会・(公財)日本教育公務員弘済会静岡支部



事業の対象 と 目 的	対象 東海地区の公立小・中・義務教育・特別支援学校事務職員 外 目的「子どもたちの豊かな育ちの実現」をミッションとした学校事務 職員の役割を考え、自らを高め合い、「協働」をもとにした学校事務 を追求し、教育の充実と発展に寄与する。		
事業内容	別紙 要項のとおり		
申請理由	三島地区及び田方地区の事務職員が担当して大会を運営する ため、三島市教育委員会・伊豆市教育委員会・伊豆の国市教育 委員会及び函南町教育委員会の4市町の後援をお願いする。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

東海地区公立小中学校事務研究会会則

第1章 総 則 (名 称)

第1条 本会は東海地区公立小中学校事務研究会と称する。

(本 部)

第2条 本会の本部は会長の勤務する学校に置く。

(目 的)

第3条 本会は会員相互の連携をもとに、学校事務の研究と会員の資質及び社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学校事務に関する研究
- (2) 会員の資質及び社会的地位の向上に関する事項
- (3) 本会と目的を同じくする他団体との連絡提携に関する事項
- (4) その他本会の目的達成のために必要な事項

第2章 組 織 (会 員)

第5条 本会は東海地区(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)の公立小中特別支援学校に勤務する事務職員及び事務に従事する職員(以下「会員」という)で組織する。

(支 部)

第6条 本会に次の支部を置く。

岐阜支部・静岡支部・愛知支部・三重支部

- 2 前項のそれぞれの支部に支部長を置く。
- 3 支部長は支部を代表する。

第3章 機 関 (機 関)

第7条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総 会 (2) 役員会
- 2 前項機関議決は 参加者の過半数とする。ただし、会則改正については別に定める。

(総 会)

第8条 総会は本会の最高議決機関で、代議員で構成し、その過半数の 参加をもって成立する。

代議員は支部ごとに50名につき1名の割合で選出する。

- 2 総会は毎年1回、参集または非参集により開催する。ただし、会長が必要と認めたとき及び役員会の開くことができる。
- 3 総会の議決事項は次のとおりとする。
 - (1) 会則の改正
 - (2) 事業計画の審議、事業報告の承認
 - (3) 予算の審議、決算の承認
 - (4) 会長、監事の選出
 - (5) その他重要な事項

(役 員 会)

第9条 役員会は総会に次ぐ議決機関で、第10条で規定する役員で構成し、会長が必要と認めたとき、又は、役員2分の1以上の要求があったとき会長がこれを招集する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会議案及び開催方法の審議
 - (2) 会長の推薦
 - (3) 臨時費用の徴収に関する事
 - (4) その他必要な事項

第4章 役員・監事・顧問

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 会計 1名

(監事)

第11条 本会に監事2名を置く。

(役員及び監事の選出方法)

第12条 役員及び監事の選出は次の方法による。

- (1) 会長は役員会の推薦により総会において承認を得る。
- (2) 副会長は会長以外の支部長とする。
- (3) 会計及び常任理事は会長が委嘱する。
- (4) 監事は総会で互選する。ただし、総会を非参集により開催する場合は、役員会の推薦により総会

(任務)

第13条 役員及び監事の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総括し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時これを代理する。
- (3) 常任理事は会務を執行する。
- (4) 会計は本会の会計を行う。
- (5) 監事は本会の事業内容及び会計を監査する。

(任期)

第14条 役員及び監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。欠員を補充した時補充された任期は前任者の残り期間とする。

(顧問)

第15条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じる。

第5章 事務局及び専門部

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、事業の企画運営、各種調査及び広報に関することを行う。
- 3 事務局長は常任理事があたる。

(専門部)

第17条 本会に次の専門部を置く。

- (1) 研究部
- 2 専門部の任務は、次のとおりとする。
 - (1) 研究部は研究に関することを行う。
- 3 専門部の部長は常任理事があたる。

第6章 会計

(会計)

第18条 本会の経費は支部の負担金及びその他収入をもってこれに充てる。ただし、必要を生じた場合には、役員会の承認を得て臨時に徴収することができる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第7章 会則の改正

(改正)

第20条 本会の会則の改正は総会 参加者の3分の2以上の賛成を必要とする。

(会則の実施)

附 則 この会則は昭和45年2月7日から実施する。

昭和46年 2月 4日	一部改正
昭和50年10月28日	一部改正
昭和52年 6月14日	一部改正
昭和53年 7月14日	一部改正
昭和54年 6月29日	一部改正
平成16年 5月26日	一部改正
平成19年 5月25日	一部改正
令和 5年 6月 2日	一部改正

令和5年度 東海地区公立小中学校事務研究会 役員名簿

役職名	氏 名	学 校 名	郵便番号・住 所		電話番号	FAX番号
会長 (静岡)	高橋 豊	袋井市立袋井中学校	〒437-0064	袋井市川井701	0538-42-4155	0538-43-5904
副会長 (三重)	加藤 千種	いなべ市立大安中学校	〒511-0264	いなべ市大安町石樽東2977	0594-78-0185	0594-78-3840
副会長 (岐阜)	小川 茂樹	海津市立高須小学校	〒503-0653	海津市海津町高須町337	0584-53-0059	0584-53-0399
副会長 (愛知)	山敷 伸明	豊橋市立くすのき特別支援学校	〒441-8124	豊橋市野依町上ノ山3-2	0532-29-7660	0532-25-1007
常任理事 (静岡)	中村友紀恵	磐田市立磐田西小学校	〒438-0078	磐田市中泉2522-2	0538-32-2275	0538-36-3452
	櫻井 寛之	島田市立五和小学校	〒428-0006	島田市牛尾435	0547-45-2641	0547-45-4226
	岡田 宏太	長泉町立南小学校	〒411-0944	駿東郡長泉町竹原100	055-986-7313	055-986-7346
	高橋真理子	静岡市立末広中学校	〒420-0004	静岡市葵区末広町41	054-271-8171	054-271-8173
	山本 幸治	磐田市立磐田北小学校	〒438-0086	磐田市見付2352	0538-32-6168	0538-36-3254
	松本 典子	裾野市立東中学校	〒410-1112	裾野市公文名685-1	055-992-0012	055-992-2410
常任理事 (三重)	平岡 宗弘	志摩市立磯部中学校	〒517-0209	志摩市磯部町恵利原1300	0599-55-0054	0599-55-0107
	渡邊 智恵	菰野町立菰野小学校	〒510-1233	三重郡菰野町大字菰野1490	059-393-2006	059-393-2008
常任理事 (岐阜)	旗屋 修子	七宗町立神淵中学校	〒509-0511	加茂郡七宗町神淵9858	0574-46-1033	0574-46-1682
	中垣 尚美	高山市立南小学校	〒506-0054	高山市岡本町一丁目18	0577-32-0013	0577-37-0613
	北川 涼子	岐阜市立草潤中学校	〒500-8847	岐阜市金宝町4丁目1	058-263-3801	058-263-3802
	若山 春樹	揖斐川町立揖斐川中学校	〒501-0623	揖斐郡揖斐川町和田412	0574-63-1500	0574-63-1278
常任理事 (愛知)	高橋 直樹	岡崎市立翔南中学校	〒444-0827	岡崎市針崎町春咲1-2	0564-71-1122	0564-71-1188
	早川 数幸	名古屋市立川名中学校	〒466-0822	名古屋市昭和区楽園町93	052-832-2230	052-834-9363
	中原由美子	瀬戸市立瀬戸特別支援学校	〒489-0886	瀬戸市萩山台2-22	0561-76-4391	0561-76-3948
	畔柳 貴子	岡崎市立北中学校	〒444-2136	岡崎市上里1-10	0564-22-8740	0564-22-8739
	小畑 豊美	幸田町立幸田中学校	〒444-0113	額田郡幸田町菱池黒方19	0564-62-0043	0564-62-0210
会 計	鈴木 杏紗	袋井市立袋井中学校	〒437-0064	袋井市川井701	0538-42-4155	0538-43-5904
監 事	麻生 尚見	四日市市立大池中学校	〒512-1203	四日市市下海老町2662-1	059-326-0005	059-325-2091
	石川 隆一	刈谷市立刈谷特別支援学校	〒448-0813	刈谷市小垣江町白沢36	0566-21-7301	0566-21-7361
情報戦略 プロジェクト	藤原 巧	小山町立北郷小学校	〒410-1326	駿東郡小山町用沢604-1	0550-78-0520	0550-78-0500
	中瀬 信亮	多気町立佐奈小学校	〒519-2179	多気郡多気町仁田120	0598-37-2101	0598-39-7916
研究部 プロジェクト	岡本 千明	菊川市立六郷小学校	〒439-0018	菊川市本所2200	0537-35-3147	0537-35-3148
	秋元 亜衣	袋井市立笠原小学校	〒437-1311	袋井市山崎4822	0538-23-4004	0538-23-4000
	中林 郁登	亀山市立亀山中学校	〒519-0159	亀山市西丸町564	0595-82-0354	0595-82-9089
	宮部 優	名張市立梅が丘小学校	〒518-0746	名張市梅が丘北1-340	0595-63-2160	0595-63-8764
	高木 敬司	可児市立今渡北小学校	〒509-0207	可児市今渡1680	0574-63-1500	0574-63-1278
	大山 直人	春日井市立篠原小学校	〒486-0820	春日井市熊野町北1-1	0568-84-6100	0568-84-6140
静岡大会 実行委員長	土屋 健	下田市立下田中学校	〒415-0037	下田市敷根765-1	0558-22-3443	0558-22-3444
静岡大会 事務局長	渡邊 景子	伊豆市立修善寺中学校	〒410-2407	伊豆市柏久保395-1	0558-72-0219	0558-72-9579
岐阜大会 実行委員長	小川 茂樹	海津市立高須小学校	〒503-0653	海津市海津町高須町337	0584-53-0059	0584-53-0399
岐阜大会 事務局長	桑原 昌夫	大垣市立西部中学校	〒503-0993	大垣市荒川町337	0584-91-7189	0584-91-7169

第 55 回東海地区公立小中学校事務研究大会静岡大会
兼 令和5年度静岡県教育研究会事務研究部研究大会
兼 第 70 回静岡県公立小中学校事務研究大会 要項（案）

- 1 大会テーマ 「学校・家庭・地域、次代へつなげる学校事務の創造」
- 2 目 的 「子どもたちの豊かな育ちの実現」をミッションとした学校事務職員の役割を考え、自らを高め合い、「協働」をもとにした学校事務を追求し、教育の充実と発展に寄与する。
- 3 主 催 東海地区公立小中学校事務研究会
- 4 共 催 静岡県教育研究会・静岡県公立小中学校事務職員会
- 5 後 援 文部科学省
(予定) 静岡県教育委員会・岐阜県教育委員会・三重県教育委員会・愛知県教育委員会
静岡県校長会・静岡県PTA連絡協議会・全国公立小中学校事務職員研究会・三島市教育委員会・伊豆市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・函南町教育委員会・(公財)日本教育公務員弘済会静岡支部
- 6 期 日 令和6年2月9日(金)
- 7 参 加 者 公立小・中・義務教育・特別支援学校事務職員、その他学校事務担当職員
教育委員会事務局職員及び教育関係者 外
- 8 参加方法 東海事務研ホームページにアクセスしていただき、研究集録や資料等を閲覧することができます。ダウンロードに必要なパスワードについては、各県支部にお問い合わせください。参加にあたっての連絡等は、すべて東海事務研ホームページに掲載しますので、確認願います。

9 参 加 費 無料

10 日 程 (予定)

	9:30	10:00	10:30	11:00	12:00	13:00	15:30	16:00
開 会 式		東海事務研 新大会 テーマ発表	東海事務研 研究プロジェクト 発表	東海事務研 支部長座談会 (仮)	休 憩	静岡県の学校事務・事務職員の未 来を考えるパネルディスカッション (仮)		閉 会 式

11 パネリスト(講師) 常葉大学 ^{ほりい}堀井 ^{ひろゆき}啓幸 特任教授

12 会 場 三島市立北小学校(ライブ配信会場)
三島市文教町1-4-8

第55回 東海地区公立小中学校事務研究大会 静岡大会 予算書(案)

令和5年5月現在

収入の部

項 目	予 算 額		摘 要
大会参加費	0	0	参加費は徴収しない
研究助成金	1,170,000	200,000	東海事務研
		500,000	静岡県教育研究会
		300,000	静岡県事務職員会
		100,000	全国事務研
		70,000	日本教育公務員弘済会
雑 収 入	0	0	貯金利息
計	1,170,000		

支出の部

項 目	予 算 額		摘 要
印刷製本費	24,000	24,000	研究集録 600円×40冊
		0	封筒 他
		0	PRチラシ
		0	写真プリント料
大会準備費	15,000	0	実行委員会会議室等使用料
		0	会場下見(リハーサル)会場使用料
		15,000	東海HP費用
大会運営費	5,000	0	会場及び備品使用料
		5,000	感染予防グッズ
		0	壇上花
		0	看板・案内図作成経費
報 償 費	240,000	200,000	講師謝礼(旅費含む)
		40,000	助言者
役 務 費	749,500	20,000	郵送料
		20,000	振込手数料、クリーニング代等
		709,500	業者(配信経費及び記録用DVD編集費)
渉 外 費	25,000	15,000	手土産代(講師及び各種団体)
		0	来賓茶菓子等
		10,000	講師・助言者昼食代
旅 費	70,000	0	座談会(東海4県会長は各県負担)
		0	来賓
		70,000	実行委員会
		0	全事研会長
消耗品費	20,000	20,000	印刷紙、事務用品
予 備 費	21,500	21,500	
計	1,170,000		

令和5年6月15日

函南町教育委員会
教育長様

〒4310203

住 所 浜松市西区馬郡町4405-1

申請者 氏 090-4261-1676

団体名及び申請者の氏名

親守詩静岡県大会実行委員会

古屋晃子



後 援 の 申 請 に つ い て

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事 業 名	第11回親守詩静岡県大会		
期 日	6年3月10日(日)～ 6年3月10日(日) 10時 00分 ～ 12時00 分		
会 場	日本平ホテル		
主 催 者	団 体 名	親守詩静岡県大会実行委員会	
	代表者職名	大会実行委員長	
	代表者氏名	杉山 裕之	
	住 所	〒424-0212 静岡市清水区八木間町 2015 番地	
共 催 又 は 後 援 団 体 (予定も含む)	○有・無 (有の場合は 名称)	共 催	特定非営利活動法人子ども未来
		後 援	第10回大会は、静岡県、静岡県教育委員会、各市町および各市町教育委員会、諸団体等、計101 団体後援



事業の対象者 と 事業の目的	幼児・小中学生とその保護者 幼保小中学校教員 保育士 その他健全育成に関わる団体企業 300名 1 県内の小中学生に親守詩制作の機会と発表の場を設ける 2 親子の絆の再生を実現する		
事業内容	1 親守詩コンクール表彰式 2 親子の絆再生模擬授業 3 親子の絆再生講演 他		
函南町の後援を 必要とする理由	県内の小中学生に親守詩制作の機会と発表の場を設けるため。 函南町の小学校3校から応募あり。		
入場料	有 料 無 料	有料の場合 金 額	0 円

【注意事項】

※ 開催の事業資料がある場合は添付してください。(前回開催のチラシ・パンフ等で可)

※ 申請に必要な事項が明記されている実施計画書等があれば、それらを添付し「詳細は別添資料参照」等と記入することにより各項目の記載を省略しても構いません。

※ 入場料・参加料等が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

【函南町が後援する事業】

事業の目的及び内容が函南町民全体の福祉、交流、協働、教育、文化、スポーツ等の普及向上に寄与すると認められ、利益、売名、政治・宗教活動を目的とせず、事業範囲が町民全体またはこれに準じた広域性を有する事業

第11回親守詩静岡県大会概要

第11回 事務局長 伊藤秀男
〒425-0084 静岡県焼津市大村新田175-2, 202
電話090-3952-5429
itou.hideo@toss2.com

1 概要

- (1) 名称 第11回親守詩静岡県大会
- (2) 目的 ①県内の幼児、小中学生、一般の方々に親守詩作成の機会と発表の場を設ける。
②親子の絆の再生を実現する
- (3) テーマ 子から親へ 親から子へ 変わらぬ思いを贈ろう
- (4) 基本方針 教師、学校、地域、行政、企業の共同による親子の絆再生
親子の絆が深まるまちづくりの推進
- (5) 対象 幼児・小中学生とその保護者、保育士、小中学校教師、健全育成に関わる団体、一般
- (6) 開催日時 令和6年3月10日(日) 10:00~12:00
- (7) 場所 日本平ホテル
- (8) 内容 ① 親守詩コンクール表彰式
② 親子の絆再生模擬授業
③ 親子の絆再生講演 他
- (9) 主催 親守詩静岡県大会実行委員会
- (10) 共催 NPO法人子ども未来
- (11) 後援 静岡県、静岡県教育委員会、県内各市町、県内各市町教育委員会、県内企業等
(第10回大会は、県内101団体による後援)
- (12) 協賛 県内企業、商店等
- (13) 募集人員 300名(コロナウイルス感染状況により人数制限をし縮小する可能性有)
- (14) 参加費 無料

2 大会日程

- 10:00~12:00
- 10:00 主催者挨拶
- 10:03 とびっきり楽しい授業(1名)
- 10:15 来賓祝辞 3名×3分 来賓紹介5分
- 10:30 表彰式
- 11:00 休憩
- 11:10 講演
- 11:40 閉会挨拶
- 11:45 写真撮影

3 親守詩コンクール

- (1) 目的 県内の子どもたちと親が、親守詩を制作することで、親子の絆を深める。
- (2) 対象 応募資格 静岡県内の幼児 小学生 中学生 一般
応募区分 幼児の部 小学生の部 中学生の部 一般の部
- (3) 目標作品数 5000点
- (4) 応募期間 令和4年10月16日 から令和5年10月14日まで(当日消印有効)
- (5) 応募方法 学校単位で応募、個人で応募
- (6) 審査基準 ①子から親への感謝が十分に表現された作品。
②親子の絆が感じられる作品。
③親子のコミュニケーションの価値や楽しさが実感できる作品。
- (7) 審査及び結果の公表 令和5年11月(予定)に厳正なる審査を行った上で、結果を速やかに報告する。
- (8) その他 ①作品は本人と親との創作で、未発表のものに限る。
②著作権等による争議が生じた場合、親守詩静岡県大会実行委員会は一切の責任を負わない。また著作権等の侵害に抵触するおそれのある作品は応募を受け付けない。
なお、本人と親との創作でないことが判明した場合は、入賞を取り消す。
③応募作品の諸権利は、親守詩静岡県大会実行委員会に帰属する。
④1人数点応募することも可能だが、入賞する作品は1点までとする。
⑤応募作品の返却はしない。

第11回親守詩静岡県大会 予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額 (円)
1 参加者収入	0
2 支援金収入	480,000
計	480,000

2 支出の部

科 目	予 算 額 (円)
1 準備・募集費	135,000
2 大会運営費	150,000
3 大会冊子費	45,000
4 会場費	150,000
計	480,000

子から親へ 親から子へ 変わらぬ思いを贈る詩のコンクール

おや もり うた

第11回親守詩静岡県大会

親守詩とは、子どもが5・7・5で「感謝」、親が7・7で「親心」を表現する、親子の「キャッチボール短歌」です



大切な家族と 世界に1つの短歌を作ろう



第十回静岡県大会 静岡県知事賞

よるのかわ

ひかるホタルが

あたたかい

照れずに手と手

つなげる夜道

親

子



前回大会の作品総数
3411句

第十回親守詩静岡県大会賞(幼児の部)
さあ！いっしょ！でんしゃののってしみずまで
何色くるかな？ しずてつ電車

第十回親守詩静岡県大会賞(小学生の部)
反抗期 素直になれないこめんなさい
その性格は 父親似かな

第十回親守詩静岡県大会賞(中学生の部)
お母さん 質問攻めは、止めてくれ。
しょうがないじゃん それ、親心

第十回親守詩静岡県大会賞(一般の部)
暗い夜に 光る花びら 下駄の音
お面が欲しいと 君はもう泣かない

子守詩(歌) 幼い頃母親
の背で聞いた幻聴のような
想い出があります。が親守詩
とは嬉しいですね。
機械文明は親子の間に距
離を作りましたが、親守詩
は、高齢化社会の親子間を
改めて近づけ、ハートウォ
ーミング社会を再生するこ
思います。
夏休み 年の暮れ
父母の土産に孫を連れ
森村誠一氏からの
メッセージ

1 作品応募方法

- (1) 裏面応募用紙に必要事項を記入して、ファックスまたは郵送する。
- (2) パソコン・スマートフォンから応募フォームに入力する。
- (3) インスタグラムで「親守詩コンクール公式アカウント」@oyamoriutashizuoka をフォローした後、#oyamoriuta2023 をつけて投稿する。

【後日、事務局がメッセージで必要事項を問い合わせます。】

2 応募区分 幼児の部・小学生の部・中学生の部・一般の部(高校生を含む)

3 締め切り 2023年10月14日 当日消印有効

4 各賞(予定) 静岡県知事賞・静岡市長賞・静岡県教育長賞・静岡市教育長賞 他

5 発表方法 入賞された方には12月下旬に表彰式のご案内をお知らせします。

6 表彰式 2024年3月10日(日)日本平ホテルにて行います。

7 応募条件 ①前回大会々切以降に詠まれたものが対象です。(令和4年度および令和5年度)

②応募作品は子供が詠んだ上の句に、親が下の句をつけた作品とします。

*子供と「祖父母」、「担任の先生」など、子供と身近な大人との組み合わせも可能です。

③静岡県在住の方であれば、年齢に関わらず何作品でもご応募いただけます。

④作品の発表や出版に関する著作権は親守詩静岡県大会事務局に帰属し、事前の承諾無く作品および作者名を展示発表会やWEB上で使用します。



言葉をつなぐ 心をつなぐ 親子をつなぐ
おやもりうた
親守詩コンクール 作品募集!

表彰式：第11回親守詩静岡県大会 2024年3月10日 日本平ホテルで開催

親守詩（おやもりうた）とは、子どもが 5・7・5 で、親が 7・7 で、「感謝」と「親心」を表現する世界にたった1つの家族の短歌です。

親守詩コンクールについて

- ①応募区分 幼児の部・小学生の部・中学生の部・一般の部（高校生を含む）
②締め切り 2023年10月14日当日消印有効 *応募点数に制限なし
③各賞 静岡県知事賞・静岡市長賞・静岡県教育長賞・静岡市教育長賞 他
優秀作品は、全国大会に出品されます
④発表方法 入賞された方には12月下旬に表彰式のご案内をお知らせいたします
⑤表彰式 2024年3月10日 日本平ホテルで表彰を行います。
⑥応募条件 ①応募作品は子供の上の句に、親が下の句をついた親子の作品とします。
②子供と「祖父母」「先生」など、身近な大人との組み合わせも可能です。
③静岡県在住の方であれば、年齢にかかわらずご応募いただけます。
④作品の発表や出版に関する著作権は親守詩静岡県大会事務局に帰属し、事前の承諾なく作品及び作者名を展示発表会やWEB上で使用します。

親守詩のつくり方

七 つなげる夜道

七 照れずに手と手

★下の句【家族・大人が作ります】

五 あたたかい

七 ひかるホタルが

五 よるのかわ

★上の句【おやさんが作ります】

★★★応募の仕方★★★

このチラシをそのままFAX ⇒ 054 (333) 5202

下の応募用紙を切り取って郵送 ⇒ 〒436-0088 掛川市葛ヶ丘3-9-23 青山

きりとせん

七 七 五 七 五

★下の句（家族または大人）

★上の句（子供）

あてはまるところを○で囲んで下さい。

★ 幼児 小学生 中学生 一般（高校生を含む）

★ 令和4年度実施 令和5年度実施

がっこうめい

学校名

立

保育園・幼稚園

小・中・高等学校

または 団体名

ふりがな
なまえ

お名前

じっしがくねん（ねんれい）

実施学年（年齢）

年（ 歳）

御自宅住所（学校で応募の場合は学校住所）

〒

でん わ
電 話

FAX 054 (333) 5202

親守詩静岡県大会賞審査委員会規程

第1章(目的・名称・主催)

(目的)

第1条 この規程は、「親守詩静岡県大会賞」の審査を行うための組織及び運営について定める。

(名称)

第2条 本賞は、親守詩静岡県大会賞と称する。

(開催)

第3条 本賞は原則として年1回開催する。

(主催)

第4条 本賞は、親守詩静岡県大会実行委員会が主催する。

第2章(審査委員会・会務)

(任務)

第5条 審査委員会は、親守詩静岡県大会賞審査基準に基づく本賞の審査を行うことを任務とする。

(審査委員)

第6条 審査委員会は、審査委員長、副委員長、審査委員で構成する。

2 審査委員は、必要に応じ10名を超えない範囲で、前大会の実行委員長が委嘱する。

第7条 審査委員長は前大会の実行委員長が委嘱する。

第8条 副審査委員長は実行委員長が担当し、委員長を補佐する。

(審査委員会)

第9条 審査委員会は、審査委員長が招集し、審査委員長もしくは副審査委員長が議長を務め、親守詩静岡県大会賞を審査、決定する。なお、応募数多数の場合、第1次審査を経て、審査委員会は最終審査をする。第1次審査については、審査委員長から指名を受けた審査委員（実行委員会事務局長）が、審査基準に従って審査をし、優秀作品を審査委員会に報告するものとする。

2 第1回親守詩静岡県大会賞の審査委員会は第2回以降の親守詩静岡県大会賞の組織、運営、審査基準を検討する。

(任期)

第10条 審査委員長、副審査委員長、審査委員は、親守詩静岡県大会賞の審査決定をもって任期を満了する。

2 第1回大会の審査委員は、第2回以降の親守詩静岡県大会賞の組織、運営、審査基準を検討した後に実行委員長の判断により任期を満了する。

(重要事項)

第11条 重要事項に関しては、審査委員の過半数の承認を得てこれを処理する。

第3章(予算・報酬・その他)

(事業費)

第12条 本賞の事業費は、親守詩静岡県大会の事業費をもって充当する。

2 大賞の事業費は実行委員会で承認し、実行委員会事務局長の責務で処理する。

(報酬及び費用弁償)

第13条 審査委員に対する報酬は支給しない。

2 審査委員長に対する報酬及び旅費に対する費用弁償は、実行委員長が決定し支払う。

(専決処分)

第14条 緊急を要する場合は、審査委員長が事業予算額内で専決処分することができる。専決処分された事項については、後日審査委員へ書面によって報告するものとする。

(機密保持)

第15条 審査委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。なお、職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は審査委員の過半数の承認を得て審査委員長が別に定める。

第11回親守詩静岡県大会実行委員名簿

実行委員長	杉山 裕之	特定非営利活動法人子ども未来理事長
実行副委員長	高山 佳己 尾崎 行雄	特定非営利活動法人子ども未来副理事長 元静岡市PTA連絡協議会会長 静岡市市議会議員
実行委員	小栗 弘行 寺田美智男 柴田 尚明 浦田 郁乃 手塚 美和 松井 靖国 青山 智士	一般社団法人まきのはら産業・地域活性化センター統括部長 特定非営利活動法人ビタミンネットワーク理事 瑞光寺住職 たねまき倶楽部、(子育てサークル) 代表 特定非営利活動法人子ども未来理事 (小学校教諭) 特定非営利活動法人子ども未来理事 (小学校教諭) 特定非営利活動法人子ども未来理事 (小学校教諭)
事務局	NPO法人子ども未来	
事務局長	伊藤 秀男	特定非営利活動法人子ども未来理事 (小学校教諭)
事務局事務	柴田 里美	ACORN (子育てサークル) 北部子どもわくわくクラブ保護者代表
審査委員長	松村 龍夫	静岡市教育委員 (FM-Hi 寺子屋たっちゃんパーソナリティ)

(第1号様式)

令和5年 6月 23日

函南町教育長 様

申請者

住 所 伊豆市牧之郷 183-148

静岡県野球連盟田方支部

氏 名 支部長 石井 吉一

(連絡先) 090-7048-3667



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第41回選抜少年野球田方大会		
期 日	令和5年8月20日(日)、26日(土)、27日(日) 予備日9月2日(土)		
会 場	函南運動公園ほか伊豆の国市及び伊豆市の各会場		
主催者	団体名	静岡県野球連盟田方支部	
	代表者	支部長 石井 吉一	
	所在地	伊豆市牧之郷 183-148	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	伊豆の国市、伊豆の国市教育委員会 伊豆市、伊豆市教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	本事業により青少年健全育成を推進する。 本大会の期間中、野球の試合を通じて学童選手の相互理解を図る		
事業内容	静岡県野球連盟及びスポーツ少年団に所属する少年（学童）チーム 32 チーム（田方支部 9 チーム・他支部 23 チーム）による トーナメント方式の軟式野球大会		
申請理由	青少年健全育成を推進すると共に野球を通じて学童選手の相互理解を図るため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第 41 回選抜少年野球田方大会実施要項

会期	令和 5 年8月20日(日)・26日(土)・27日(日) 予備日 9月2日(土)
開会式	開会式は行いません。直接試合会場へ行って試合を行って下さい。
会場	伊豆の国市韮山運動公園野球場 他
参加資格	参加チームは小学生年齢のクラブチームで、静岡県野球連盟およびスポーツ少年団に加盟し、スポーツ安全傷害保険に加入していること。
適用規則	本大会要項・大会特別規定のほか2023年版公認野球規則・競技者必携ならびに県連特別規則による。
試合方法	1. トーナメント方式による6回戦とし、5回をもって正式試合とする。 2. 試合開始後1時間30分経過以降は、均等回完了をもってゲームは終了とする。 3. 6回終了または1時間30分を超えて同点の場合は、タイブレークを1回おこない、なお勝敗がつかない場合は抽選により勝敗を決する。 4. タイブレークは継続打順で無死1、2塁の状態で行う。
コールドゲーム	1. 点差によるコールドゲームは3回以降15点差、5回以降10点差とし、決勝戦を含む全試合に適用する。 2. 日没・降雨の場合は5回をもって試合成立とする。(決勝戦を含む全試合に適用する)
投手の投球制限	投手の投球制限については、投球数を最大70球までとする。(四年生以下は60球以内)
シートノック	シートノックは5分間とするが、運営上省略することもある。
ベンチ	トーナメント表の若番号のチームを一塁側とする。
ベンチ入場者	1. ベンチ入りできるのは代表者1名・監督(背番号30)・コーチ2名(背番号28・29)・スコアラー1名・健康管理者2名と登録選手(背番号0～99・主将10)25名以内とする。 2. 監督・コーチは2022年度少年野球指導者研修会を受講済みで、指導者証を携帯している者のみがベンチ入りできる。
メンバー交換	1. 第1試合のメンバー交換は、試合開始予定時刻の30分前とする。第2試合以降は前試合の3回終了時とし、当該チームに連戦のチームがある場合は、前試合の終了後とする。 2. 監督・主将は所定のメンバー用紙(5枚綴り)を持参し、各試合会場本部席に提出のこと。
用具・服装	1. 監督・コーチは選手と同一の服装(ユニフォーム・アンダーシャツ・靴下)を着用し、代表者・スコアラーはユニフォームを着用せず帽子を必ず着用のこと。健康管理者はビブスを着用すること。 2. 捕手はマスク・ヘルメット・プロテクター・レガース・セーフティーカップを、打者・次打者・走者・ランナーコーチはヘルメットを必ず着用すること。控え捕手も捕手と同じとする。
大会参加費	試合用具は必ずJSBB公認のものを使用すること。(試合前に審判員の点検を受ける)
その他	1. 1チーム 5,000円 大会当日各会場受付で納入。 2. 組合せ・試合会場案内等については参加チームに直接案内します。

大会 特 別 規 定

登録選手の変更	登録選手の変更は大会初日、受付に届けること。(登録選手は25名以内)
ブルペン	次試合の先発投手・捕手に限りトス終了後に使用できる。
応援・メガホン	囃り物を使用した応援は禁止する。メガホンは1個に限りベンチ内への持ち込みを認める。
ボールボーイ等	ボールボーイは登録選手が行う。(バット拾いは次打者)
マナー	ベンチ内で相手チームに対する聞き苦しい野次は厳禁。(スタンドの野次もチームの責任)
タイムの回数	チームが1試合にとれるタイムの回数は3回とする。特別延長からは1イニングに1回。
協力要請	大会役員・審判員・グラウンド整備員はボランティアで大会運営に協力していますので、不手際等がありましても皆様の寛大なる御心で御理解・御協力をお願いします。
日時・時間変更	雨天等での試合の有無は本部より連絡しますのでチームから下記に問い合わせること。

田方支部少年部長	木下 正樹	080-3288-0209
田方支部少年副部長	伊藤 彰剛	090-8334-6094
田方支部少年副部長	土屋 直也	090-1753-7856

第41回選抜少年野球田方大会 運営予算（案）

収入の部			支出の部		
科目	明細	金額	科目	明細	金額
大会参加費	@5,000円×32チーム	160,000	大会プログラム	480冊×200円/冊	96,000
協賛金		450,000	大会記念品	優勝・準優勝メダル代	90,000
（1）田方支部	10チーム @5,000円×10チーム=50,000円		審判料		120,000
（2）企業・団体	企業・団体協賛金（田方支部協賛金） 2022と同額で試算 400,000円			1日目：16試合×1人×2,500円=40,000円 2日目：12試合×1人×2,500円=30,000円 3日目：3試合×4人×2,500円=30,000円 田方支部審判部謝礼 20,000円	
繰越金		296,457	会場使用料		110,000
雑収入		3,543		韭山球場・多目的：50,000円 函南スポーツ公園：20,000円 ふるさと多目的：40,000円	
収入合計		910,000	食糧費		100,000
			（1）弁当代	1日目：（役員24+審判16）×500円=20,000円 2日目：（役員16+審判12）×500円=14,000円 3日目：（役員10+審判12）×500円=11,000円	
			（2）各会場給水等代	各会場給水代（コロナ対策費用等含む） 11会場×5,000円=55,000円	
			謝礼	開会式・閉会式	20,000
			通信・輸送費		20,000
			事務費	文具・賞状・得点板印刷等	30,000
			消耗品費	試合球（9ダース）・ロジン・アックスサンド	80,000
			会場運営費		30,000
			雑費		20,000
			施設使用料		10,000
			会議費	運営委員会（役員会・監査会・運営委員）	10,000
			予備費	順延等予備経費	174,000
			支出合計		910,000